

# 県立新発田高等学校 部活動に係る活動方針

## 1 目標

- (1) 部活動は、本校のスクール・ミッションにおける「知力」と「人間力」の育成に資するものであり、学校の教育活動の一環として実施することから、自主的・自発的に参加・活動する生徒が部活動をとおして心身を鍛え、充実した学校生活を送ろうとする主体的な態度を養うよう努める。
- (2) 部活動の実施に当たっては、所属する生徒の技術向上のみならず、部活動をとおして個性を伸ばさせ、自ら選択した競技等を生涯にわたって親しむ意欲と態度を養えるよう配慮する。

## 2 本年度の部活動

### (1) 本年度設置する部活動について

陸上競技、野球、バスケットボール（男子・女子）、バレーボール（男子・女子）、ソフトテニス（男子・女子）、テニス（男子・女子）、卓球、柔道、剣道、バドミントン（男子・女子）、登山、ラグビー、サッカー、弓道、水泳、空手道、演劇、自然科学（生物・化学・物理数学）、文芸、合唱、書道、美術、写真、ブラスバンド、E S S

### (2) 活動時間及び日数について

- ① 活動時間 学期中 平日 2 時間程度 週休日等 3 時間程度（練習試合や大会等を除く）  
長期休業中 平日・週休日等 3 時間程度（練習試合や大会等を除く）
- ② 休養日 平日 1 日以上、週休日等 1 以上の週 2 日とする。  
（年間 100 日以上、うち週休日等に 50 日以上）  
別紙「年間活動計画」による。

### ③ その他

- ・ 定期考査 1 週間前（土日含む）及び年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。但し、大会等によりやむを得ず活動する場合は、校長の許可を得る。
- ・ 県立高等学校入学者選抜の一般学力検査当日及び検査に関して校長が定めた日においては、部活動を行わない。
- ・ 平日の休養日の変更はその週の中で補い、週休日の休養日の変更はその月を含め、3 か月以内に補う。

### (3) 大会参加について

部活動として参加する大会は、次のとおりとする。但し参加に当たっては、保護者等の経済的負担を考慮するとともに、生徒の健康面及び学習面に十分配慮する。

- ① 高体連・高野連・高文連主催、共催、後援の大会とする。
- ② その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める。

## 3 部活動の運営について

### (1) 生徒の安全・健康への配慮

特に、運動部活動においては、活動中の重大事故が発生する可能性もあることから、部活動顧問は、事故防止の観点から、施設設備等の状況（気温、湿度、危険箇所等）を確認し、危険性が予測される場合には必要な措置をとること。また、活動中は生徒の健康状態等に留意し、注意を要する生徒は、必要に応じて活動を中止して休養させるなど適切な対応をとること。

### (2) 体罰等の禁止

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹すること。

### (3) 保護者の理解と協力を得た活動

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができないことから、顧問は保護者等に対して、活動の基本方針や練習計画等を明示すること。また、生徒から部費・合宿費等を徴収した場合には、費用の用途及び収支状況を保護者等に遅滞なく報告すること。